

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【中間会計期間】	第77期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	新晃工業株式会社
【英訳名】	SINKO INDUSTRIES LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 末 永 聡
【本店の所在の場所】	大阪市北区南森町一丁目4番5号
【電話番号】	(06)6367 - 1811(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 青 田 徳 治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
【電話番号】	(03)5640 - 4159
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 青 田 徳 治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 新晃工業株式会社東京本社 (東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号) 新晃工業株式会社名古屋支社 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号 名古屋三井ビルディング本館)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 中間連結会計期間	第77期 中間連結会計期間	第76期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (百万円)	24,201	25,878	57,005
経常利益 (百万円)	3,907	3,883	10,615
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	3,138	2,611	7,829
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	3,491	4,918	8,124
純資産額 (百万円)	63,635	64,067	64,280
総資産額 (百万円)	83,903	90,282	84,997
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	42.72	37.67	107.68
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.1	67.5	71.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,742	5,613	5,740
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	958	1,080	261
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,746	871	8,151
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	17,744	23,127	15,638

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 当社は2024年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第76期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
- 1株当たり中間(当期)純利益の算定上、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第76期中間連結会計期間及び第76期は潜在株式が存在しないため、第77期中間連結会計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、経営者が経営成績等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現を目指すなか、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、国際的な通商政策の動向が国内産業に影響を及ぼすなかで、企業収益の改善に足踏みが見られるなど、先行き不透明な状態が続いております。

当業界におきましては、大型再開発を含むビル空調や国内製造拠点等に納める産業空調、データセンター投資などの堅調な需要を受け、管工事設備工事会社の受注高は高水準で推移しており良好な事業環境が続きました。一方で、建設業・物流業における働き方改革や建設費の高騰、国際的な通商政策の動向を受け、国内の建設市場では工事案件の長工期化や投資計画見直しといった影響が現れ始めており、今後の市場動向は慎重な見極めが必要と考えております。

こうした状況下、当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画「move.2027」を前期からスタートさせ、資本コストと株価を意識した経営に取り組んでおります。本中計では、目標とする経営指標として従来の連結売上高・連結営業利益に加えROE・PBR等を新たに設定し、資本コスト経営を事業運営の軸としていくことを明示しております。こうしたなか、生産プロセスのDX化・効率化による生産能力増強の取り組みのほか、中計ターゲット市場の攻略のための販売施策についても強化を進めてまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<日 本>

空調機器の販売が堅調に推移したほか、空調設備工事・メンテナンスの旺盛な需要獲得に努めた結果、売上高は22,490百万円(前年同期比4.6%増)となりました。利益面におきましては、価格改定の定着や製品・サービスの付加価値向上に取り組んだものの、人件費・物流費等の増加により、セグメント利益(営業利益)は3,530百万円(前年同期比3.3%減)となりました。

<アジア>

中国では、景況感の悪化や不動産市場の停滞に伴う影響を受けるなか、事業環境の厳しさと不透明感が増しております。こうした状況下、当中間連結会計期間におきましては、空調機器の販売量増加により、売上高は3,423百万円(前年同期比26.2%増)となりました。利益面におきましては、機器販売の増収に伴う利益増加に加え、工事案件の利益計上が進んだことにより、セグメント利益(営業利益)は32百万円(前年同期はセグメント損失112百万円)となりました。

この結果、当社グループの売上高は25,878百万円(前年同期比6.9%増)となりました。利益面におきましては、営業利益は3,576百万円(前年同期比0.4%増)、経常利益は3,883百万円(前年同期比0.6%減)、親会社株主に帰属する中間純利益は2,611百万円(前年同期比16.8%減)となりました。

(2) 財政状態の状況

当中間連結会計期間末の総資産は90,282百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,284百万円増加となりました。これは主に、現金及び預金の増加7,488百万円、受取手形、売掛金及び契約資産の減少3,037百万円、有価証券の減少2,999百万円及び投資有価証券の増加3,961百万円等によるものであります。

負債は26,214百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,498百万円増加となりました。これは主に、支払手形及び買掛金の減少1,368百万円及び転換社債型新株予約権付社債の増加6,000百万円等によるものであります。

純資産は64,067百万円となり、前連結会計年度末に比べ213百万円減少となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益の計上2,611百万円、剰余金の配当2,285百万円、自己株式の取得3,128百万円及びその他有価証券評価差額金の増加2,721百万円等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ7,489百万円増加し、当中間連結会計期間末には23,127百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動による資金の増加は5,613百万円(前年同期比2,871百万円収入の増加)となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上3,883百万円、売上債権の減少4,901百万円、法人税等の支払2,084百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動による資金の増加は1,080百万円(前年同期比122百万円収入の増加)となりました。これは主に、有価証券の償還による収入3,000百万円、有形固定資産の取得による支出1,596百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動による資金の増加は871百万円(前年同期は3,746百万円の支出)となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入5,885百万円、自己株式の取得による支出3,138百万円、配当金の支払額2,284百万円等によるものであります。

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループの優先的に対処すべき事業上および財務上の課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は534百万円であります。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能 株式総数(株)
普通株式	239,550,000
計	239,550,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	77,373,705	72,543,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	77,373,705	72,543,000	—	—

(注) 2025年10月23日開催の取締役会決議に基づき、2025年11月6日付で自己株式4,830,705株を消却しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）は、次のとおりであります。

2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(2025年4月3日発行)	
決議年月日	2025年3月13日
新株予約権の数(個)	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,329,004 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,386 (注) 3
新株予約権の行使期間	2025年4月17日～2030年3月13日 (行使請求受付場所現地時間) (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,386 資本組入額 693 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	6,000

新株予約権付社債の発行時(2025年4月3日)における内容を記載しております。

- (注) 1 600個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円を除いた個数の合計数
- 2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注) 3 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- 3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、1,386円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債券の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。
- なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの}}{\text{転換価額} & \text{転換価額} & \text{株式数} & \text{処分株式数} & \text{払込金額}} \\ & & & & & & \text{時価} & & & & \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 4 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(2) 当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。
- 上記いずれの場合も、2030年3月13日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2029年12月28日（同日を含む。）から、2030年3月6日の東京における2営業日後の日（同日を含む。）までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 6 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権付社債権者は、()2025年4月17日(同日を含む。)から2029年3月31日(同日を含む。)までの期間においては、本新株予約権付社債の要項に従い、ある暦年四半期中、直前の暦年四半期（2025年3月31日に終了する暦年四半期から2028年12月31日に終了する暦年四半期（同暦年四半期を含む。）までの各暦年四半期）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額（但し、2025年3月31日に終了する暦年四半期に関しては、当初転換価額）の150%を超えた場合に限り、又は()2029年4月1日(同日を含む。)から2029年12月27日(同日を含む。)までの期間においては、本新株予約権付社債の要項に従い、ある暦年四半期中、直前の暦年四半期（2029年3月31日に終了する暦年四半期から2029年9月30日に終了する暦年四半期（同暦年四半期を含む。）までの各暦年四半期）の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額

の130%を超えた場合に限り、当該暦年四半期の初日（但し、上記（ ）の場合、2025年4月1日に開始する暦年四半期に関しては、2025年4月17日とする。）から末日（但し、上記（ ）の場合、2029年12月1日に開始する暦年四半期に関しては、2029年12月27日とする。）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記 及び の期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が発生した場合における下記 の期間は適用されない。

当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、上記(注)4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のロンドン及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人（以下に定義する。）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値（以下に定義する。）の98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i)1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、MUFG Bank, Ltd., London Branchをいう。

- 7 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、その時点で適用のある法律上実行可能であり、そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記(注)3 (3)と同様の調整に服する。

()合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が

- 交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、本新株予約権と同様の制限を受ける。
- 承継会社等による新株予約権付社債の取得
- 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 組織再編等が生じた場合
- 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- その他
- 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年9月30日	—	77,373	—	5,822	—	1,455

(5)【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社明晃	東京都渋谷区松濤二丁目1番11号	13,521	19.49
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティ AIR	7,467	10.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	4,944	7.12
ダイキン工業株式会社	大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス	4,050	5.83
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,231	3.21
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,864	2.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,569	2.26
新晃持株会	大阪市北区南森町一丁目4番5号	1,136	1.63
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 009- 016064-326 CLT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,032	1.48
エフホールディングス株式会社	兵庫県芦屋市岩園町22番56号	900	1.29
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKA I AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	900	1.29
計	-	39,616	57.11

- (注) 1 株式会社明晃は、当社取締役兼専務執行役員 藤井智明が代表取締役を務めております。
- 2 当社は、自己株式8,007千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、当該自己株式には、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式は含まれておりません。
- 3 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 7,467千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口) 1,541千株
- 4 新晃持株会は、当社の従業員持株会であります。
- 5 2025年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、グッドハート パートナーズ エルエルピー(Goodhart Partners LLP)が2025年8月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等 の数(千株)	株券等保有 割合(%)
グッドハート パートナーズ エルエルピー (Goodhart Partners LLP)	英国、WC2R 0LT ロンドン、 ストランド393、クイーンズランド ハウス	6,140	7.94

- 6 2025年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社からノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)他2社を共同保有者として、2025年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,698	3.38
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	2,266	2.77
ノムラ セキュリテーズ インターナショナル (NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.)	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	0	0.00
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	1,697	2.19

- 7 2025年3月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、株式会社三菱UFJ銀行他2社を共同保有者として、2025年3月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として当中間会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,231	2.88
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	822	1.06
三菱UFJアセットマネジメント 株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	899	1.16

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,007,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 69,242,800	692,428	—
単元未満株式	普通株式 123,005	—	—
発行済株式総数	77,373,705	—	—
総株主の議決権	—	692,428	—

(注) 中間連結財務諸表で自己株式として計上している役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託の保有する当社株式947,300株は、完全議決権株式(その他)の欄に含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 新晃工業株式会社	大阪市北区南森町一丁目4番5号	8,007,900	—	8,007,900	10.35
計	—	8,007,900	—	8,007,900	10.35

(注) 上記のほか、中間連結財務諸表に自己株式として計上している役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託の保有する当社株式が947,300株あります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,669	23,157
受取手形、売掛金及び契約資産	19,249	16,212
電子記録債権	6,810	4,351
有価証券	2,999	-
商品及び製品	1,100	1,539
仕掛品	972	985
原材料	2,070	1,901
その他	563	979
貸倒引当金	1,283	1,136
流動資産合計	48,153	47,991
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,986	10,139
土地	9,204	9,216
その他（純額）	2,586	2,704
有形固定資産合計	20,777	22,060
無形固定資産	1,163	1,251
投資その他の資産		
投資有価証券	13,212	17,174
その他	1,712	1,721
貸倒引当金	22	21
投資その他の資産合計	14,903	18,875
固定資産合計	36,844	42,187
繰延資産	-	103
資産合計	84,997	90,282

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,664	5,295
電子記録債務	1,163	902
短期借入金	745	920
1年内返済予定の長期借入金	376	328
未払法人税等	2,207	1,343
賞与引当金	795	1,114
株主優待引当金	18	-
その他	3,408	3,585
流動負債合計	15,379	13,490
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	6,000
長期借入金	1,291	1,332
役員退職慰労引当金	8	9
株式給付引当金	273	292
退職給付に係る負債	878	914
その他	2,885	4,176
固定負債合計	5,336	12,724
負債合計	20,716	26,214
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,822	5,822
資本剰余金	3,215	3,330
利益剰余金	51,716	52,042
自己株式	5,572	8,467
株主資本合計	55,181	52,727
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,419	8,141
土地再評価差額金	748	748
為替換算調整勘定	1,115	830
その他の包括利益累計額合計	5,786	8,223
非支配株主持分	3,312	3,116
純資産合計	64,280	64,067
負債純資産合計	84,997	90,282

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
売上高	24,201	25,878
売上原価	15,290	16,273
売上総利益	8,910	9,604
販売費及び一般管理費	5,349	6,028
営業利益	3,561	3,576
営業外収益		
受取利息	9	18
受取配当金	193	234
持分法による投資利益	93	49
雑収入	157	144
営業外収益合計	454	446
営業外費用		
支払利息	13	19
固定資産除却損	30	58
雑支出	64	62
営業外費用合計	108	139
経常利益	3,907	3,883
特別利益		
投資有価証券売却益	531	-
固定資産売却益	160	-
特別利益合計	691	-
税金等調整前中間純利益	4,599	3,883
法人税、住民税及び事業税	1,361	1,240
法人税等調整額	17	37
法人税等合計	1,378	1,202
中間純利益	3,220	2,680
非支配株主に帰属する中間純利益	82	68
親会社株主に帰属する中間純利益	3,138	2,611

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
中間純利益	3,220	2,680
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	368	2,722
為替換算調整勘定	537	397
持分法適用会社に対する持分相当額	101	86
その他の包括利益合計	271	2,238
中間包括利益	3,491	4,918
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,140	5,048
非支配株主に係る中間包括利益	351	129

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,599	3,883
減価償却費	716	826
引当金の増減額（ は減少）	220	256
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	11	35
受取利息及び受取配当金	203	252
支払利息	13	19
為替差損益（ は益）	17	4
投資有価証券売却損益（ は益）	531	-
固定資産売却益	160	-
固定資産除却損	30	58
売上債権の増減額（ は増加）	4,978	4,901
棚卸資産の増減額（ は増加）	917	330
仕入債務の増減額（ は減少）	3,269	1,131
未払消費税等の増減額（ は減少）	447	315
その他	738	480
小計	4,297	7,466
利息及び配当金の受取額	203	252
利息の支払額	13	20
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	1,744	2,084
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,742	5,613
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	1,500	3,000
投資有価証券の売却による収入	573	-
有形固定資産の取得による支出	1,368	1,596
有形固定資産の売却による収入	362	0
無形固定資産の取得による支出	109	236
固定資産の除却による支出	-	87
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	958	1,080
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	300	175
長期借入れによる収入	-	205
長期借入金の返済による支出	226	211
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	5,885
自己株式の取得による支出	2,054	3,138
自己株式の処分による収入	-	307
配当金の支払額	1,746	2,284
非支配株主への配当金の支払額	18	66
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,746	871
現金及び現金同等物に係る換算差額	54	77
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	8	7,489
現金及び現金同等物の期首残高	17,735	15,638
現金及び現金同等物の中間期末残高	17,744	23,127

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	280百万円	258百万円

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
運賃及び荷造費	670百万円	722百万円
給料賞与	1,777	1,972
賞与引当金繰入額	485	561
退職給付費用	73	77
貸倒引当金繰入額	44	0

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	17,744百万円	23,157百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	30
現金及び現金同等物	17,744	23,127

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,748百万円	70円	2024年3月31日	2024年6月25日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金17百万円を含めております。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月12日 取締役会	普通株式	1,322百万円	54円	2024年9月30日	2024年12月3日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金13百万円を含めております。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式509,600株を2,046百万円で取得いたしました。主にこの影響により、当中間連結会計期間において自己株式が2,020百万円増加し、当中間連結会計期間末における自己株式は5,813百万円となっております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,285百万円	32円	2025年3月31日	2025年6月26日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金23百万円を含めております。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月13日 取締役会	普通株式	1,387百万円	20円	2025年9月30日	2025年12月8日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金18百万円を含めております。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年3月13日付の取締役会決議に基づき、自己株式2,324,800株を2,820百万円で取得いたしました。主にこの影響により、当中間連結会計期間において自己株式が2,895百万円増加し、当中間連結会計期間末における自己株式は8,467百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結損益 計算書計上額 (注) 2
	日本	アジア	計		
売上高					
外部顧客への売上高	21,500	2,700	24,201	-	24,201
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	12	12	12	-
計	21,500	2,713	24,213	12	24,201
セグメント利益又は損失()	3,652	112	3,540	20	3,561

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額20百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結損益 計算書計上額 (注) 2
	日本	アジア	計		
売上高					
外部顧客への売上高	22,490	3,387	25,878	-	25,878
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	35	35	35	-
計	22,490	3,423	25,914	35	25,878
セグメント利益	3,530	32	3,563	12	3,576

(注) 1 セグメント利益の調整額12百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	日本	アジア	
空調機器製造販売事業	18,825	2,700	21,526
ビル管理事業等	2,674	-	2,674
顧客との契約から生じる収益	21,500	2,700	24,201
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	21,500	2,700	24,201

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	日本	アジア	
空調機器製造販売事業	19,780	3,387	23,168
ビル管理事業等	2,710	-	2,710
顧客との契約から生じる収益	22,490	3,387	25,878
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	22,490	3,387	25,878

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	42.72円	37.67円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益	3,138百万円	2,611百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る 親会社株主に帰属する中間純利益	3,138百万円	2,611百万円
普通株式の期中平均株式数	73,475千株	69,328千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	2025年3月13日取締役会決議による2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 普通株式 4,329千株

(注) 1 当社は2024年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

2 1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間 733千株 当中間連結会計期間 784千株

3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は潜在株式が存在しないため、当中間連結会計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、2025年10月23日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

自己株式消却の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の数	4,830,705株（消却前の発行済株式総数に対する割合6.24%）
(3) 消却日	2025年11月6日
(4) 消却後の発行済株式総数	72,543,000株

2 【その他】

第77期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)中間配当については、2025年11月13日開催の取締役会において、2025年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	1,387百万円
1株当たりの金額	20円00銭
支払請求権の効力発生日および支払開始日	2025年12月8日

(注) 2025年11月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金18百万円を含めております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

新晃工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 田 康 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 瀬 聡 子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新晃工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新晃工業株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。